

令和元年度 東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援者向けの介護予防・生活支援サービス)の実施状況について

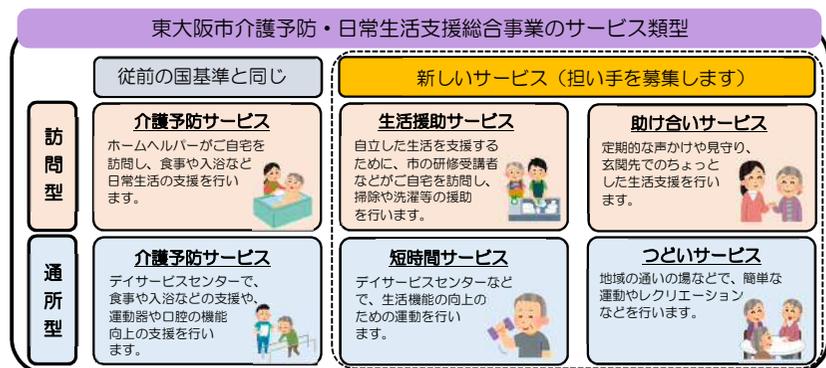
① 制度創設の経過と計画について

① 制度創設の経過

平成27年度の介護保険法改正により、要支援者を対象とする介護予防訪問介護・通所介護サービスについては、介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防・生活支援サービス)として各市町村の地域支援事業へと移行されることとなりました。

また、これまでの要支援者に加え、基本チェックリストによる該当者(以下「事業対象者」)についても制度の対象とすることとなりました。

本市では従前の国基準を市の独自基準に取り入れ、訪問型3類型、通所型3類型のサービスを創設したことに加え、平成29年度から通所型、令和元年度からは訪問型による2種類の短期集中予防サービスを開始しています。



② 第8期高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画における総合事業の利用者見込み量について

本市では平成30年3月に策定した「第8期高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(以下「計画」)」において、高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」)の利用者見込み量を算出しています。

【総合事業の利用者見込み量】

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和7年度
訪問型介護予防サービス	人/月	2,964	3,002	3,005	3,014
訪問型生活援助サービス	人/月	250	280	334	753
訪問型助け合いサービス	人/月	30	50	70	175
通所型介護予防サービス	人/月	2,607	2,800	2,998	3,241
通所型短時間サービス	人/月	53	87	125	282
通所型つどいサービス	人/月	200	330	460	600

② 全般的な状況(令和2年3月時点)

★令和元年度は介護保険に準じて、消費税増税に伴うサービス費の改定や、従前相当サービスにおける特定処遇改善加算※を創設しました。また、住民主体サービスを提供する担い手が、サービスの安全かつ効果的な運営と質の向上を目指して実施する自主的な研修会等を推進してきました。

※経験や技能のある介護職員に対する処遇を改善するための加算

①事業所・住民主体拠点数

類型種別	従前相当サービス	緩和型サービス	住民主体サービス
訪問型	介護予防サービス	生活援助サービス	助け合いサービス
平成29年度	328事業所	102事業所	6拠点
平成30年度	376事業所	117事業所	6拠点
令和元年度	377事業所	124事業所	5拠点
通所型	介護予防サービス	短時間サービス	つどいサービス
平成29年度	205事業所	19事業所	48拠点
平成30年度	237事業所	26事業所	56拠点 うち新規参画14拠点
令和元年度	225事業所	24事業所	61拠点 うち新規参画10拠点

②要支援者数と事業対象者数

区分	人数
要支援1	5,511人
要支援2	4,569人
事業対象者※	345人
計	10,425人

東大阪市介護保険システムより抽出

※基本チェックリスト実施による該当者

③各類型の利用件数状況(【 】は種別全体における比率)

(年度末時点)

種別	従前相当サービス	緩和型サービス	住民主体サービス	計
訪問型 平成29年度	2,589件【94.3%】※	153件【5.6%】	3件【0.1%】	2,745件
平成30年度	2,434件【86.7%】	368件【13.1%】	5件【0.2%】	2,807件
令和元年度	2,169件【82.7%】	450件【17.1%】	5件【0.2%】	2,624件
(☆下段は12月時点)	☆2,163件【82.7%】	☆447件【17.1%】	☆5件【0.2%】	☆2,615件
通所型 平成29年度	2,367件【94.8%】※	42件【1.7%】	87件【3.5%】	2,496件
平成30年度	2,511件【90.1%】	99件【3.5%】	178件【6.4%】	2,788件
令和元年度	2,474件【90.3%】	140件【5.1%】	127件【4.6%】	2,741件
(☆下段は12月時点)	☆2,405件【86.1%】	☆136件【4.9%】	☆252件【9.0%】	☆2,793件

※平成30年3月末で制度移行が完了する予定の介護予防訪問介護・通所介護件数を含んでいます。

☆令和元年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一部従来のサービスを提供できなかったことから、参考として12月時点の利用件数も計上しています。

③ 住民主体型サービスの状況(令和2年3月時点)

★新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため従来のサービスが提供できない中、利用者のフレイルを予防するため電話による自宅で行える介護予防体操等の案内や心身状況の確認を実施し、自宅が不安に過ごす利用者に対する支えあいの取り組みを実施しました。

①訪問型助け合いサービス 【特徴】○利用者の玄関先でのちょっとした生活支援を提供する。

○市が実施する研修の受講者が従事することが可能。

サービス提供内容別拠点数（重複回答あり）

声掛け 見守り	ごみ出し	古紙運搬	簡単な修繕	診察券 の投入	傾聴	その他
5拠点	5拠点	5拠点	4拠点	1拠点	0拠点	3拠点

②通所型つどいサービス 【特徴】○地域の通いの場への参加を通じて自立した生活を維持する。

○市が実施する研修受講者が従事することが可能。

プログラム内容別の拠点数（重複回答あり）

運動系		脳トレ系		レクリエーションなど	
体操	スポーツ	脳トレ・ゲーム	スマホ・PC	茶話会	レクリエーション
58拠点	5拠点	13拠点	2拠点	31拠点	40拠点

手先を使う	声や言葉を使う	その他
編物・手芸・折紙 7拠点	カラオケ・うた 俳句や言葉遊び 7拠点 3拠点	その他 18拠点

④ 短期集中予防サービスの状況 【特徴】2～3ヶ月程度集中的に介護予防を実施。

1) 通所型短期集中予防サービス

(1) 実施状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
期数	1期（中地域）	3期（東、中、西地域）	4期（東、中、西2地域）
会場	ウェルネス研修センター	四条市民プラザ ウェルネス研修センター クリアホール・ふせ	日下市民プラザ 中鴻池市民プラザ 近江堂市民プラザ 楠根市民プラザ
開催回数	全20回	全15回	全15回
開催頻度	週2回（2時間程度）	週2回（2時間程度）	週2回（2時間程度）

(2) 区分別参加者数（単位：人）

区分	平成29年度	平成30年度				令和元年度				
	年度	合計	東	中	西	合計	東	中	西1	西2
要支援1	4	14	7	3	4	5	1	1	2	1
要支援2	8	6	4	2	0	3	1	0	2	0
事業対象者	1	15	2	7	6	9	1	1	2	5
計	13	35	13	12	10	17	3	2	6	6

2) 訪問型短期集中予防サービス

(1) 実施状況

	令和元年度
期数	1期
場所	利用者自宅
実施回数	全7回
実施頻度	週1回（1時間程度）

(2) 区分別参加者数（単位：人）

区分	令和元年度
要支援1	8
要支援2	10
事業対象者	2
計	20

⑤ 今後の見込みとそれに向けての市の取り組み

総合事業の開始から3年が経過しました。総合事業では、従来のホームヘルプやデイサービスに加え、地域の活動グループなどの住民が主体となって提供する「住民主体サービス」など、これまでの介護保険制度になかった新しい取り組みとして、地域に密着した魅力あるサービスが提供されています。

しかし、総合事業の認知度はまだまだ低く、高齢者はもちろん、多くの市民の制度への関心を高め、介護予防の取り組みへ参画いただくことが必要です。また、高齢者とその家族にとって適切なサービスを選択いただくことも重要であり、より一層の周知や啓発に努めていく必要があります。

また、利用者が安心して総合事業を利用いただけるよう、地域の相談窓口である地域包括支援センターとの連携を強化するとともに、ケアマネジャーや介護事業者に対しても、総合事業が介護予防に果たす役割を認識していただけるよう、効果的な情報提供に努めていきます。

そして、総合事業のサービスを提供する担い手が、介護予防の取り組みにおける質の向上を目指してスキルアップできる環境整備を行うとともに、高齢者のニーズにあった適切なサービス提供体制が確保できるよう、新たな担い手の確保・育成についても取り組んでいきます。

令和元年度の総合事業の実施状況ですが、訪問型助け合いサービスについては計画における総合事業の見込量が50人/月であったところ、令和2年3月末時点での実績は5件となっており、事業の担い手の確保が進まなかったことから、サービス提供が低調となりました。通所型つどいサービスについては、見込量330人/月であったところ、上記と同時期での実績は127件でした。新型コロナウイルス感染症の影響により、2月から3月にかけて一部サービスの提供を停止したことが影響し、3月末時点の利用状況が落ち込んだことで、計画の見込量までの利用に至らなかったと考えます。

令和2年6月より、休止していたサービスを順次再開しており、換気や消毒、ソーシャルディスタンスの確保など、工夫を凝らしながら「新しい生活様式」に沿った運営に取り組んでいます。今後も新型コロナウイルス感染症予防対策を念頭におき、安全・安心な居場所の提供に努めていきます。また、高齢者のニーズにあった多様なサービスの提供体制の確保と、事業者や担い手が活動しやすい環境づくりに努め、引き続き地域で高齢者を支える仕組みづくりを進めます。

（お問い合わせ先）東大阪市福祉部高齢介護室 地域包括ケア推進課
TEL06-4309-3013 FAX06-4309-3814